

新型コロナウイルスに関する緊急要望

令和2年2月25日

栃木県知事 福田 富一様

自由民主党栃木県支部連合会

会長 茂木 敏夫

とちぎ自民党議員会

会長 三森 文徳



中華人民共和国湖北省武漢市において発生した新型コロナウイルスによる感染症については、世界保健機関（WHO）が、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言するなど、世界的な脅威となっている。

このような中、本県においては、栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を設置し、感染予防はもとより、県民生活や県内産業への影響の最小限化を図るため、様々な対策を講じている。

しかしながら、今月 22 日には、県内で初めて新型コロナウイルス感染症患者が確認され、多くの県民が不安を感じている。

このため、県内での感染拡大を防止するため、県民や事業者に対し感染予防対策の更なる徹底を図るとともに、県民の不安解消に取り組むため、次の対策を講じるよう強く要望する。

記

- 1 国から示される新型コロナウイルスに関する総合的な基本方針を踏まえて市町村長会議を行い、情報の共有と対応策を講じるなど危機管理体制を強化すること。
- 2 感染拡大の状況に応じて、適切な検査及び治療の体制を迅速に整えるとともに、マスクや手指消毒用アルコール等の必要物資の確保に努めること。
- 3 観光業や製造業など経済的に影響を受ける地域の事業者等に対し、迅速かつきめ細かな支援を行うとともに、一定終息の段階で国内外からの観光需要の回復に向けた風評被害対策を講ずること。
- 4 今後発生した場合、感染経路の早期原因究明と感染患者の適切な封じ込めを徹底して行い、感染拡大を抑えるとともに、感染者の重症化予防に向けた対策も早急に講じること。

- 5 免疫力の低い重症患者や高齢者、ぜんそく、妊婦、透析患者など、重症化につながる恐れのある疾患を持つ人への感染防止に努めること。
- 6 院内感染防止対策及び医療従事者への感染防止対策の徹底を図るとともに、高齢者施設等社会福祉施設への適切な指導助言などの支援を行うこと。
- 7 今後、県民からの相談の増加しており、健康福祉センター等において丁寧な相談対応ができるよう24時間多言語化など電話相談体制の強化を図ること。
- 8 学校等における感染対策方針等の策定及び、臨時休業等が適切に実施できるよう市町の教育委員会と協議するなど万全の対策が図れるよう取り組むこと。
- 9 感染経路や罹患した後の症状、治療方法など県民が正確な情報を正しく理解するよう周知・徹底を図るとともに、正確な情報を発信すること。

以上